

## 特定施設一覧(騒音規制法)

施設名	規模要件等
<b>1 金属加工機</b>	
イ 圧延機	原動機定格22.5kW以上
ロ 製管機械	—
ハ ベンディングマシン	ロール式 原動機定格3.75kW以上
ニ 液圧プレス(油圧プレス・水圧プレス)	矯正プレスを除く
ホ 機械プレス	呼び加圧294kN以上
ヘ せん断機(シャー)	原動機定格3.75kW以上
ト 鍛造機	—
チ ワイヤフォーミングマシン	—
リ ブラスト	タンブラストを除く 密閉式を除く
ヌ タンブラー	—
ル 切断機	といし使用
<b>2 空気圧縮機 送風機(ファン、ブロワ)</b>	原動機定格7.5kW以上
<b>3 破碎機(クラッシャー) 摩碎機(ミル) ふるい、分級機</b>	土石、鉱物用 原動機定格7.5kW以上
<b>4 織機</b>	原動機使用
<b>5 建設用資材製造機械</b>	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く 混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上
ロ アスファルトプラント	混練容量200kg以上
<b>6 穀物用製粉機</b>	ロール式 原動機定格7.5kW以上
<b>7 木材加工機械</b>	
イ ドラムバーカー	—
ロ チッパー	原動機定格2.25kW以上
ハ 碎木機	—
ニ 帯のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ホ 丸のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ヘ かなな盤	原動機定格2.25kW以上
<b>8 抄紙機</b>	—
<b>9 印刷機械</b>	原動機使用
<b>10 合成樹脂用射出成形機</b>	—
<b>11 鋳造型機</b>	ジョルト式

※製材用:原木を角材や板材に加工するためのもの  
木工用:製材された材木をさらに加工するためのもの